

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
〔目 次〕 第 2 章 所得税法の特例 第 2 節 不動産所得及び事業所得 <u>第10条の 7 《教育訓練費の額が増加した場合の所得税額の特別控除》 関係</u> <u>第27条の 2 《有限責任事業組合の事業に係る組合員の事業所得等の所得計算の特例》 関係</u> 第 6 節 その他の特例 <u>第41条の 4 の 2 《特定組合員の不動産所得に係る損益通算等の特例》 関係</u>	〔目 次〕 第 2 章 所得税法の特例 第 2 節 不動産所得及び事業所得 (新 設) (新 設) 第 6 節 その他の特例 (新 設)

改 正 後	改 正 前
第10条の2から第15条まで《特別税額控除及び減価償却の特例》共通関係 (常時使用する従業員の範囲) 10の2～15共―3 <u>中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第2条第1項第1号から第5号</u> …………… 第10条の4《事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除》関係 (年の中途において特定中小企業者等に該当しなくなった場合の適用) 10の4―1 …………… <u>措置法令第5条の6第12項</u> …………… (特定事業とその他の事業とに共通して使用される事業基盤強化設備) 10の4―6 …………… (注) <u>同条第1項第8号</u> …………… (廃 止)	第10条の2から第15条まで《特別税額控除及び減価償却の特例》共通関係 (常時使用する従業員の範囲) 10の2～15共―3 <u>中小企業経営革新支援法（平成11年法律第18号）第2条第1項第1号から第3号まで、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成7年法律第47号）第2条第1項第1号から第3号</u> …………… 第10条の4《事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除》関係 (年の中途において特定中小企業者等に該当しなくなった場合の適用) 10の4―1 …………… <u>措置法令第5条の6第14項</u> …………… (特定事業とその他の事業とに共通して使用される事業基盤強化設備) 10の4―6 …………… (注) <u>同条第1項第7号ロ</u> …………… <u>(総収入金額の意義)</u> <u>10の4―8 事業所得に係る総収入金額（措置法令第5条の6第8項に規定する事業所得に係る総収入金額をいう。）には、同項に規定する試験研究費の額に充てるため他の者から支払を受ける金額及び準備金勘定又は引当金勘定の取崩し等により総収入金額に算入することとなる金額は含まれないものとする。</u>

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<u>(試験研究費の額の範囲)</u>
	<u>10の4－9 措置法令第5条の6第8項に規定する試験研究費の額は、その試験研究費に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額となることに留意する。</u>
	<u>(注) 試験研究費の額の計算に当たっては、10－4の取扱いは適用しない。</u>
(附属機器等の同時設置の意義)	(附属機器等の同時設置の意義)
<u>10の4－8</u> ……………	<u>10の4－10</u> ……………
(特定事業基盤強化設備の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)	(特定事業基盤強化設備の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)
<u>10の4－9</u> ……………	<u>10の4－11</u> ……………
(物品賃貸業の意義)	(物品賃貸業の意義)
<u>10の4－10</u> ……………	<u>10の4－12</u> ……………
(注) ……………	(注) ……………
(特殊の減価償却資産の耐用年数)	(特殊の減価償却資産の耐用年数)
<u>10の4－11</u> …………… (措置法令第5条の6第10項第1号 …………… <u>10の4－13</u> ……………)	<u>10の4－13</u> …………… (措置法令第5条の6第12項第1号 …………… <u>10の4－15</u> ……………)
(リース費用の均等支払の判定)	(リース費用の均等支払の判定)
<u>10の4－12</u> …………… <u>措置法令第5条の6第10項第3号</u>	<u>10の4－14</u> …………… <u>措置法令第5条の6第12項第3号</u> ……………

改 正 後	改 正 前
(リース費用に含まれない費用) <u>10の4－13</u> 措置法令第5条の6第12項 …………… (所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額) <u>10の4－14</u> 措置法令第5条の6第9項 …………… (当該金額として記載された金額) <u>10の4－15</u> …………… <u>第10条の7《教育訓練費の額が増加した場合の所得税額の特別控除》関係</u> <u>(他の者から支払を受ける金額の範囲)</u> <u>10の7－1</u> 措置法第10条の7第1項の規定の適用上、同条第3項第1号に規定する教育訓練費（以下この項及び10の7－2において「教育訓練費」という。）の額から控除する「他の者から支払を受ける金額」には、次に掲げる金額が含まれる。 (1) <u>国等からその教育訓練費に充てるため交付を受けた補助金</u> (2) <u>販売業者等である個人がその使用人の教育訓練費に充てるために当該個人の取扱商品の製造業者等から交付を受けた金銭の額</u> <u>(教育訓練費の範囲)</u> <u>10の7－2</u> 教育訓練費は、個人が自己の使用人に対して行う教育訓練等（措置法令第5条の9第5項第1号に規定する教育訓練等をいう。以下この項において同じ。）の	(リース費用に含まれない費用) <u>10の4－15</u> 措置法令第5条の6第14項 …………… (所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額) <u>10の4－16</u> 措置法令第5条の6第11項 …………… (当該金額として記載された金額) <u>10の4－17</u> …………… (新 設) (新 設) (新 設)

改 正 後	改 正 前
<u>費用に限られるのであるが、一の教育訓練等に自己の工場又は店舗等内で当該個人の事業に従事する専属下請先等の従業員で自己の使用人と同等の事情にある者が含まれている場合であって、その者の数が極めて少数であるときには、その一の教育訓練等の費用の全額を当該個人の教育訓練費の額とすることができるものとする。</u> <u>(注) 一の教育訓練等に自己の使用人とそれ以外の者が含まれている場合には、当該個人の教育訓練費の額は、本文の取扱いを適用する場合を除き、当該教育訓練等の費用の額を自己の使用人の受講者数とそれ以外の受講者数との比等の合理的な基準によってあん分する方法で計算した金額になることに留意する。</u> 第11条《特定設備等の特別償却》関係 (特別償却の対象となる特定設備等) 11－ 1 (1) (2) <u>措置法令第 5 条の10第 9 項</u> (特定設備等を貸し付けた場合の不適用) 11－ 4 <u>措置法令第 5 条の10第10項</u> (取得価額の判定単位) 11－ 6 <u>措置法令第 5 条の10第 1 項</u>	第11条《特定設備等の特別償却》関係 (特別償却の対象となる特定設備等) 11－ 1 (1) (2) <u>措置法令第 5 条の 9 第 9 項</u> (特定設備等を貸し付けた場合の不適用) 11－ 4 <u>措置法令第 5 条の 9 第10項</u> (取得価額の判定単位) 11－ 6 <u>措置法令第 5 条の 9 第 1 項</u> <u>同条第 8 項に規定する機械及び装置の 1 台又は 1 基の取得価額が 3 億円、 2 億円又</u>

改 正 後	改 正 前
(国庫補助金等をもって取得等した減価償却資産の取得価額) 11－7 <u>措置法令第5条の10第1項</u> …………… (中小企業者以外の個人であるかどうかの判定の時期) 11－9 …………… <u>措置法令第5条の10第3項</u> …………… (新增設設備の範囲) 11－10 <u>措置法令第5条の10第3項</u> …………… (1) …………… (措置法令第5条の10第1項 ……………) (2) …………… (注) …………… (ばい煙の処理の用に主として使用することの判定) 11－11 …………… <u>同条第8項</u> …………… (海洋運輸業又は沿海運輸業の意義) 11－12 <u>措置法令第5条の10第7項</u> …………… (注) ……………	<u>は1億円を超えるかどうかの判定についても、同様とする。</u> (国庫補助金等をもって取得等した減価償却資産の取得価額) 11－7 <u>措置法令第5条の9第1項</u> …………… <u>措置法令第5条の9第8項に規定する機械及び装置の取得価額が3億円、2億円又は1億円を超えるかどうかの判定についても、同様とする。</u> (中小企業者以外の個人であるかどうかの判定の時期) 11－9 …………… <u>措置法令第5条の9第3項</u> …………… (新增設設備の範囲) 11－10 <u>措置法令第5条の9第3項</u> …………… (1) …………… (措置法令第5条の9第1項 ……………) (2) …………… (注) …………… (ばい煙の処理の用に主として使用することの判定) 11－11 …………… <u>同条第4項</u> …………… (海洋運輸業又は沿海運輸業の意義) 11－12 <u>措置法令第5条の9第7項</u> …………… (注) ……………

改 正 後	改 正 前
第11条の2《地震防災対策用資産の特別償却》関係 (大規模地震対策特別措置法施行令第4条各号に掲げる施設又は事業の管理又は運営を行う個人であるかどうかの判定の時期) 11の2－1 <u>措置法令第5条の11第1項</u> ……………	第11条の2《地震防災対策用資産の特別償却》関係 (大規模地震対策特別措置法施行令第4条各号に掲げる施設又は事業の管理又は運営を行う個人であるかどうかの判定の時期) 11の2－1 <u>措置法令第5条の10</u> ……………
第11条の3《開発研究用設備の特別償却》関係 (専ら開発研究の用に供されるもの) 11の3－2 <u>措置法令第5条の12第2項</u> …………… (取得価額の判定単位) 11の3－3 <u>措置法令第5条の12第2項</u> …………… (国庫補助金等をもって取得等した減価償却資産の取得価額) 11の3－4 <u>措置法令第5条の12第2項</u> ……………	第11条の3《開発研究用設備の特別償却》関係 (専ら開発研究の用に供されるもの) 11の3－2 <u>措置法令第5条の11第2項</u> …………… (取得価額の判定単位) 11の3－3 <u>措置法令第5条の11第2項</u> …………… (国庫補助金等をもって取得等した減価償却資産の取得価額) 11の3－4 <u>措置法令第5条の11第2項</u> ……………
第11条の7《商業施設等の特別償却》関係 (事業の判定) 11の7－2 …………… 同法第6条 ……………	第11条の7《商業施設等の特別償却》関係 (事業の判定) 11の7－2 …………… 同法第6条第1号 ……………

改正後	改正前
(注) 1 「中分類71 遊興飲食店」に分類する事業が該当する。 2 ……………	(注) 1 「中分類71 遊興飲食店」が該当する。 2 ……………
第15条《倉庫用建物等の割増償却》関係	第15条《倉庫用建物等の割増償却》関係
(貯蔵槽倉庫)	(貯蔵槽倉庫)
15－2 ……………	15－2 ……………
(1) ……………	(1) ……………
(2) …………… 6,000立方メートル ……………	(2) …………… 4,500立方メートル ……………
第27条の2《有限責任事業組合の事業に係る組合員の事業所得等の所得計算の特例》関係	(新 設)
<u>(複数の有限責任事業組合契約を締結する者等の組合事業に係る事業所得等の計算)</u>	(新 設)
<u>27の2－1 個人が複数の有限責任事業組合(有限責任事業組合契約に関する法律第2条に規定する有限責任事業組合をいう。以下この項において同じ。)の組合事業に係る不動産所得、事業所得若しくは山林所得(以下この項において「事業所得等」という。)を生ずべき業務を営む場合又は事業所得等を生ずべき業務のうちに有限責任事業組合の組合事業に係る事業所得等を生ずべき業務と有限責任事業組合の組合事業以外に係る事業所得等を生ずべき業務を営む場合には、損益計算書又は収支内訳書はそれぞれの業務に係るものの区分ごとに各別に作成するものとする。</u>	

改 正 後	改 正 前
<u>(調整出資金額の計算)</u> <u>27の2-2 措置法令第18条の3第2項第1号に規定する「その年に計算期間の終了の日が到来する計算期間(…)の終了の時までに当該個人が当該有限責任事業組合契約に基づいて有限責任事業組合契約に関する法律第11条の規定により出資をした同条の金銭その他の財産の価額」とは、実際にその出資が履行されたものをいうことに留意する。</u> 第41の4《不動産所得に係る損益通算の特例》関係 <u>(組合事業から生じた不動産所得について措置法第27条の2又は第41条の4の2の適用がある場合の土地等に係る負債の利子の額の計算)</u> <u>41の4-4 措置法第27条の2又は第41条の4の2の適用がある場合には、これらの規定により計算した金額に基づいて同法第41条の4を適用することに留意する。</u> <u>この場合の措置法令第26条の6第1項各号の規定の適用におけるその年分の不動産所得の金額の計算上必要経費に算入した土地等を取得するために要した負債の利子の額は、組合事業(措置法第27条の2第1項及び同法第41条の4の2第2項第2号に規定する組合事業をいう。)に係る不動産所得を生ずべき業務の区分ごとに、次により計算した金額の合計額とする。</u> <u>(1) 当該負債の利子の額が、同法第27条の2第1項の規定の適用によりその年分の不動産所得の金額の計算上必要経費に算入しないこととされる金額(以下この項において「不動産所得の必要経費不算入額」という。)及び同法第41条の4の2第1項の規定の適用により、所得税法第26条第2項及び第69条第1項の規定その他の</u>	(新 設) 第41の4《不動産所得に係る損益通算の特例》関係 (新 設)

改 正 後	改 正 前
<u>所得税に関する法令の規定の適用については生じなかったものとみなされる金額</u> <u>(以下この項において「不動産所得の計算について生じなかったものとみなされる</u> <u>金額」という。)</u>を超える場合 <u>当該超える部分に相当する額</u> (2) <u>当該負債の利子の額が、不動産所得の必要経費不算入額及び不動産所得の計</u> <u>算について生じなかったものとみなされる金額以下である場合</u> <u>当該負債の利</u> <u>子はなかったものとする。</u> <u>第41条の4の2《特定組合員の不動産所得に係る損益通算等の特例》関係</u> <u>(複数の組合契約を締結する者等の組合事業に係る不動産所得の計算)</u> <u>41の4の2－1</u> <u>個人が複数の組合契約(措置法第41条の4の2第2項第1号に規定す</u> <u>る組合契約をいう。)を締結している場合の、同条第1項に規定する「特定組合員」に</u> <u>該当するかどうかの判定及び組合事業(同条第2項第2号に規定する組合事業をいう。</u> <u>以下41の4の2－4までにおいて同じ。)</u>に係る不動産所得の金額の計算は、各組合 <u>契約ごとに行うことに留意する。</u> <u>なお、特定組合員に該当する個人で、かつ、複数の組合事業に係る不動産所得を生</u> <u>ずべき業務を営む場合又は不動産所得を生ずべき業務のうち組合事業に係る不動産</u> <u>所得を生ずべき業務と組合事業以外に係る不動産所得を生ずべき業務を営む場合に</u> <u>は、損益計算書又は収支内訳書はそれぞれの業務に係るものの区分ごとに各別に作成</u> <u>するものとする。</u>	(新 設) (新 設)

改 正 後	改 正 前
<u>(重要な財産の処分若しくは譲受けの判定)</u> <u>41の4の2-2</u> 措置法第41条の4の2第1項に規定する「組合事業に係る重要な財産の処分若しくは譲受け」に該当するかどうかは、組合事業に係る当該財産の価額、当該財産が組合事業に係る財産に占める割合、当該財産の保有又は譲受けの目的、処分又は譲受けの行為の態様及びその組合事業における従来の取扱いの状況等を総合的に勘案して判定する。 <u>(多額な借財の判定)</u> <u>41の4の2-3</u> 措置法第41条の4の2第1項に規定する「組合事業に係る多額の借財」に該当するかどうかは、組合事業に係る当該借財の額、当該借財が組合事業に係る財産及び経常利益等に占める割合、当該借財の目的並びにその組合事業における従来の取扱いの状況等を総合的に勘案して判定する。 <u>(引き続き重要業務のすべての執行の決定に関与する場合)</u> <u>41の4の2-4</u> 組合事業に係る重要業務(措置法令第26条の6の2第2項に規定する重要業務をいう。以下この項において同じ。)のすべての執行の決定に関与し、かつ、重要業務のうち契約を締結するための交渉その他の重要な部分のすべてを自ら執行する組合員は措置法第41条の4の2第1項に規定する特定組合員に該当しないのであるが、当該個人が組合員となった時からその年の12月31日までの間において組合事業に係る重要業務の執行の決定及び当該重要業務のうち契約を締結するための交渉その他の重要な部分の執行を行っていない場合には、当該個人は特定組合員であることに留意する。	(新 設) (新 設) (新 設)

改 正 後	改 正 前
第41条の18《政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除》関係 (その年分の所得税の額の100分の25に相当する金額の意義) 41の18— 2 …………… 第10条の6第3項から第5項まで、<u>第10条の7</u>並びに第41条 …………… (税額控除等の順序) 41の18— 3 …………… (1) …………… (2) …………… (3) …………… (4) …………… (5) …………… (6) …………… (7) …………… (8) …………… (9) <u>措置法第10条の7の規定による教育訓練費の額が増加した場合の所得税額の特別控除</u> (10) …………… (11) …………… (12) …………… (13) ……………	第41条の18《政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除》関係 (その年分の所得税の額の100分の25に相当する金額の意義) 41の18— 2 …………… 第10条の6第3項から第5項まで並びに第41条 …………… (税額控除等の順序) 41の18— 3 …………… (1) …………… (2) …………… (3) …………… (4) …………… (5) …………… (6) …………… (7) …………… (8) …………… (9) …………… (10) …………… (11) …………… (12) ……………